

農地法第3条許可申請に係る必要書類

城陽市農業委員会

No	添付書類名	内容	3条	
			委員会	他市町
1	農地法第3条許可申請書		1通	1通
2	実印押印の場合:印鑑登録証明書(双方) 認印押印の場合:住民票(双方)	申請者が来庁する場合:申請者の運転免許証等の提示 代理人が来庁する場合:代理人の運転免許証や社員証等の提示(委任状に記載された代理人の住所・氏名・会社名等一致していること)	各1	各1
3	土地登記簿謄本の全部事項証明書	法務局で取得または登記情報提供サービスから取得の場合は照会番号と発行年月日が記載されたものに限り提出可(発行から3ヶ月以内)	1	1
4	土地改良区証明書等	賦課金完納証明等	1	1
5	耕作状況証明(譲受人のみ要)	住所地の農業委員会が発行		1
6	付近見取図	申請地を図示してください。	1	1
7	公図	法務局で取得または登記情報提供サービスから取得の場合は照会番号と発行年月日が記載されたものに限り提出可(取得後3ヶ月以内)	1	1
8	営農計画書		1	1
9	誓約書	譲受人の署名押印が必要	1	1
10	申請地が借地の場合は合意解約	賃貸借の場合:農地法第18条第6項の規定による合意解約通知関係書類 使用貸借の場合:農地使用貸借契約の合意解約通知	1	1
11	仮登記、抵当権同意書		1	1
12	車検証の写し	申請者と車検証の名義に相違がある場合は借用書が必要		1
13	就農理由書(新規取得者のみ)		1	1
14	農機具を借り耕作する場合	同意の旨を証する場合(農機具の貸人)	1	1
15	権利を取得する者の農業経営の状況等(新規取得者のみ)		1	1
16	農家基本台帳新規登載申請書(新規取得者のみ)		1	1
17	法人登記簿謄本	取得後3ヶ月以内	①	①
18	定款又は規約		①	①
19	議事録写し		①	①
20	現況写真		1	1
21	委任状(代理申請)		1	1

※注1 ①は農地所有適格法人が対象

注意事項

- 土地所有者が死亡している場合は、相続登記を完了してから申請してください。
- 上記以外に、当委員会が必要とする書類を提出いただくことがあります。
- 申請前に事前相談が必要です(申請当日不可)。申請締切は毎月15日です(15日が休日の場合は翌開庁日)
- 城陽市内で初めて農地を取得される方は、追加書類の提出と現地調査委員会への出席をお願いいたします。